

第三者行為に係る診療報酬明細書等（レセプト）の
特記事項欄及び事故外点数の記載について（留意事項）

1 レセプト特記事項欄に「10 第三」の記載が必要となる第三者行為に係る主な治療例

(1) 交通事故による傷病の治療

※自損単独事故においては、運転手のけがの場合は記載不要（第三者の行為によらないため）ですが、同乗者の場合は記載が必要となります（同乗者は、運転手の運転行為により負傷したものであるため）。

(2) けんか（闘争）による傷病の治療

(3) 他人の飼い犬などからの襲撃による傷病の治療

(4) 飲食店での飲食等を原因として生じた食中毒による傷病の治療

(5) 施設（病院・介護施設・各種店舗等）に起因する傷病の治療（施設に責任がある場合）

2 「10 第三」記載の期間（治療開始～症状固定または治療完了・中止までの間）

第三者行為を起因とした傷病に対する治療の期間が複数月にわたる場合、症状固定または治療完了・中止までの間はレセプトに「10 第三」を記載してください。

なお、症状固定または治療完了・中止となった場合、その翌月以降のレセプトについては「10 第三」の記載は必要ありません（症状固定または治療完了・中止となって以降も「10 第三」の記載が残っている場合、保険者にて「10 第三」の記載削除等の作業が発生してしまふことがありますので、症状固定または治療完了・中止後においては、その翌月分のレセプトからは「10 第三」の記載を除去するよう御協力ください。

3 月に複数の保険を使用する場合

(1) 事故の治療は労働災害保険で行い、国民健康保険や後期高齢者医療では一般の傷病（事故外疾病）のみを治療するという場合は、「10 第三」の記載は必要ありません（国民健康保険や後期高齢者医療においては、事故に係る給付が発生しないため）。

(2) 第三者行為に起因する傷病に対して月の途中で保険外診療（自由診療）から国民健康保険や後期高齢者医療に切り替えた場合、「10 第三」の記載が必要です（国民健康保険や後期高齢者医療において事故に係る給付が発生することになるため）。

4 第三者行為に起因する傷病と一般の傷病の治療が混在する場合

(1) 第三者行為に起因する傷病と一般の傷病の点数を区別するため、摘要欄に事故外点数の記載をお願いします。事故外診療分に対しては（事故外）と追記する等、可能な限り事故外点数の内訳が把握できるよう御協力ををお願いします。

(2) 事故外点数がない場合、摘要欄に「事故外点数0点（なし）」の記載をお願いします。

(3) 院外処方せんを発行する場合、薬剤の事故外についても処方せんに記載をお願いします。

5 市町村及び国保組合への届出義務

被保険者（患者）が第三者行為に起因する傷病に対して国民健康保険や後期高齢者医療で治療を受ける場合、被保険者は市町村及び国保組合へ届出義務があることについて説明くださるよう御協力ををお願いします。

注）第三者行為に起因する傷病に対して国民健康保険や後期高齢者医療で治療を受ける場合、被保険者は、市町村や国保組合へ「第三者行為による被害届」を提出することが法律で義務付けられています。

注）労働災害（通勤途上や勤務中の事故）の場合は、基本的に労働災害保険が優先されるため、国民健康保険や後期高齢者医療は使用できません。